

大教社函発第15号
平成28年10月25日

東大和市立図書館協議会
会長 溝江澄子様

東大和市社会教育部中央図書館
館長 當摩弘

諮問書

図書館法第14条第2項の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。

記

(諮問事項)

第1号諮問 地区図書館の開館日及び開館時間の見直しについて

<諮問理由>

地区図書館の開館日等については、利用者等から利用できる時間が少ないとの指摘を受けており、また東大和市議会においても見直しが求められている。

また、東大和市長から教育長に対し、桜が丘図書館及び清原図書館について、指定管理者制度の導入(平成30年4月1日導入目途)の検討について依頼があった。

こうしたことから、社会状況及び地域の実情に見合った開館日、開館時間等になるよう見直しを図るため。